富士市移住就業支援補助金
活用の手引き

【令和８年４月１日以降の転入者用】

富士市 総務部 シティプロモーション課 移住定住推進室

目　次

頁

１　対象者（移住元要件）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

２　対象者（移住先要件）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

３　補助金の額　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

４　申請書類　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

５　交付の条件　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

６　補助金の返還　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

７　申請の期限　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

８　様式の書き方　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

９　手引きの改定履歴　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20

10　問い合わせ先（申請書の提出先）、提出方法　・・・・・・・・・・・・・・・・21

１　対象者（移住元要件）

申請時において、次の（１）と（２）の両方を満たす方が対象者となります。

（１）　次のア～ウの全てに該当する必要があります。

ア　暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと

イ　日本人であること、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者のいずれかの在留資格を有すること若しくは特別永住者であること

ウ　市町村税及び特別区税を滞納していないこと

（２）　次に掲げる期間の合計が、移住[※1]する直前までの１０年間のうち５年以上であり、かつ、移住する直前まで連続して１年以上である必要があります。

ア　東京 23 区内に在住していた期間

イ　東京 23 区以外の東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）のうちの条件不利地域[※2]以外の地域に在住[※3]し、東京 23 区内の法人等への通勤[※4]をしていた期間

ウ　東京 23 区以外の東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）のうちの条件不利地域[※2]以外の地域に在住[※3]し、東京 23 区内に存する大学等[※5]へ通学した後、東京 23 区内の企業等へ就業した場合は、大学等へ通学していた期間（修業年限を上限、ただし、高等専門学校は２年を上限とする）

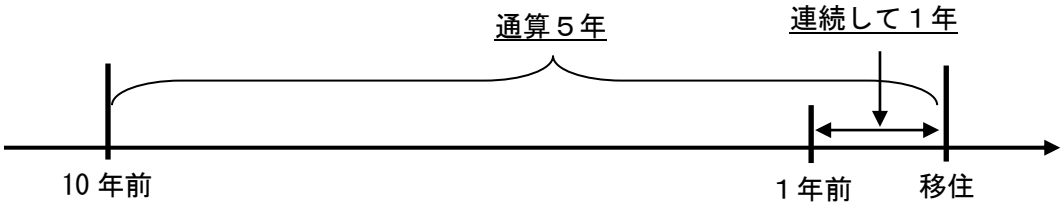

（注１）「ア　東京 23 区内に在住していた」期間と「イ　東京 23 区以外の東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京 23 区内の法人等への通勤をしていた」期間を合算して、「移住する直前の 10 年間のうち通算５年以上、かつ、移住する直前に連続して１年以上」を満たす場

合も対象となります。

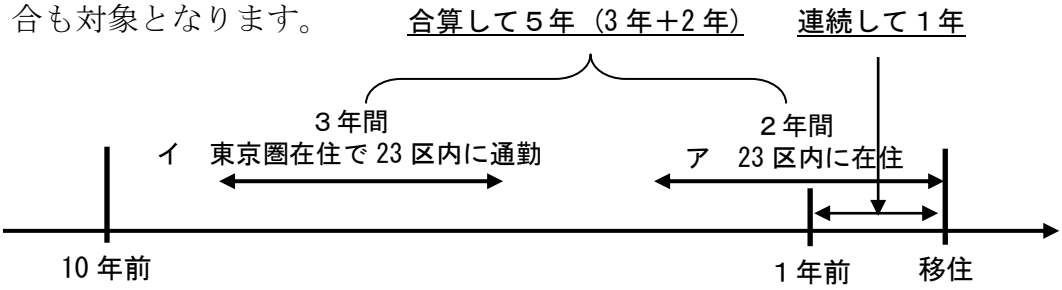

（注２）「移住する直前に連続して１年以上、東京 23 区以外の東京圏に在住し、東京 23 区内の法人等への通勤」をしていた場合の「１年以上」の期間については、移住する３か月前までを起算点とすることができます。

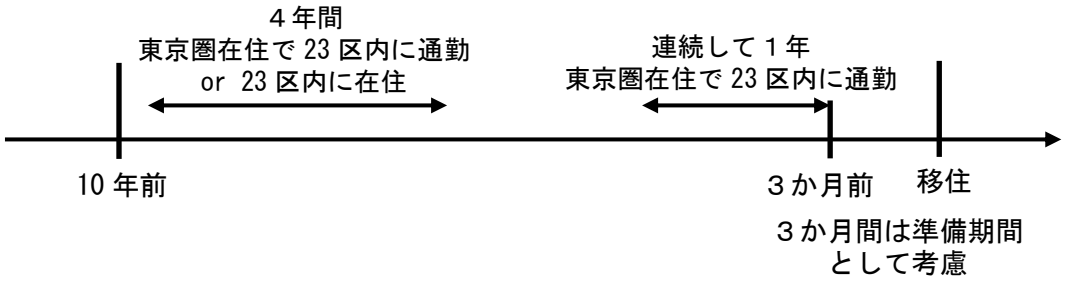

（注３）「移住する直前に連続して１年以上、東京 23 区以外の東京圏に在住し、東京 23 区内の法人等への通勤」をしていた場合の「通勤」については、３か月以内の通勤していない期間であれば、連続しての通勤として取り扱います。

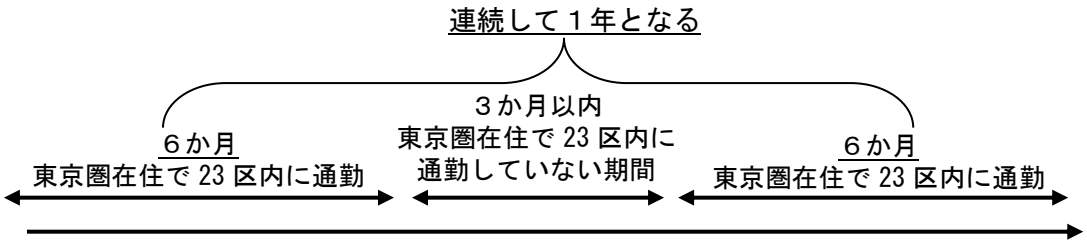

（注４）東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京 23 区内の大学等へ通学し、東京 23 区内の企業等へ就職した方については、通学期間（修業年限を上限、ただし、高等専門学校は２年を上限）として対象期間に加算できます。

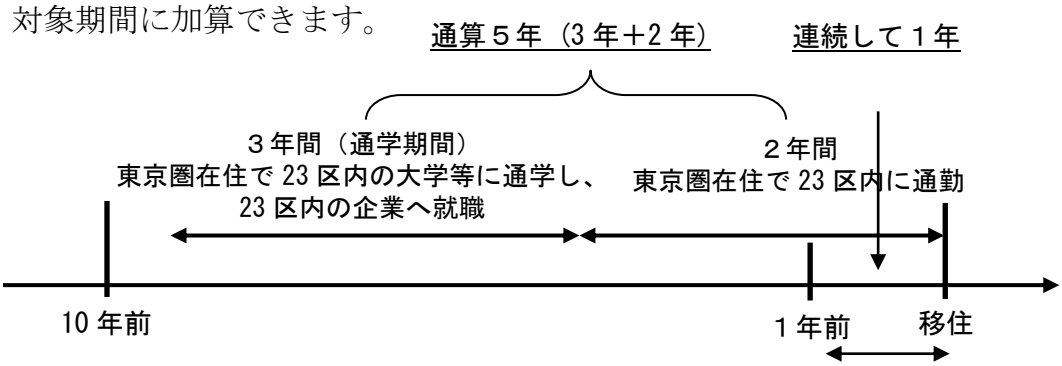

※１　「移住」とは、住民票を富士市に異動し、生活の本拠を富士市へ移すことをいいます。また、移住する直前とは移住先の住民票記載の「転入日」を指します。

※２　「東京圏のうちの条件不利地域」とは、以下のとおりです。

東 京 都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ケ島村、小笠原村

埼 玉 県：秩父市、飯能市、本庄市、越生町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀞町、小鹿野町、東秩父村、神川町

千 葉 県：銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、栄町、多古町、いすみ市、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町

神奈川県：三浦市、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町、清川村

※３　「在住」とは、当該地に住民票を移していることをいいます。住民票を移さず居住している期間は含められません。

※４　「東京 23 区内の法人等への通勤」とは、雇用保険の被保険者、または、法人経営者、個人事業主、公務員等として東京 23 区内へ通勤していた期間が対象となります。また、派遣社員等の場合、派遣先の勤務地が東京 23 区内であることについて就業先が証明する書類等に基づく合理的な説明があれば、東京 23 区内への通勤として取り扱うことは可能です。なお、テレワークによる在宅勤務期間は通勤には含められません。

ただし、上記について、通勤していた法人等又は法人経営者若しくは個人事業主をやめてから、富士市に移住するまでの間に、東京 23 区以外の静岡県とは異なる都道府県において雇用保険の被保険者として雇用されていた場合は対象外となります。

※５　「東京 23 区内に存する大学等」とは、東京 23 区内に存する大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校等の高等教育機関を指します。

２　対象者（移住先要件）

Ⅰ　<u>次のいずれかに該当</u>

『（１）の要件を満たす移住、かつ、（２）の要件を満たす就業』
『（１）の要件を満たす移住、かつ、（３）の要件を満たす就業』
『（１）の要件を満たす移住、かつ、（４）の要件を満たす起業』
『（１）の要件を満たす移住、かつ、（５）の要件を満たすテレワーク』
『（１）の要件を満たす移住、かつ、（６）の要件を満たす関係人口』

（１）　移住に関する要件

<u>次のア～イの全てに該当</u>する必要があります。

ア　申請日において、本市の居住期間が移住後１年以内であること

イ　富士市に、申請日から５年以上継続して、居住する意思を有していること

（２）　就業に関する要件（マッチングサイト）

<u>次のア～キの全てに該当</u>する必要があります。

ア　勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること

イ　移住・就業支援金の対象としてマッチングサイト※1に掲載している求人への就業であること

ウ　申請者にとって３親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務※2を務めている中小企業等への就業でないこと

エ　週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて中小企業等に就業し、かつ、申請日において当該中小企業等に在職していること

オ　マッチングサイトに上記イの求人が移住・就業支援金の対象として掲載された日以降に同求人への応募をした※3こと

カ　就業した当該中小企業等に、申請日から５年以上、継続して勤務する意思を有していること

キ　転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること

※１　「マッチングサイト」とは、静岡県が東京圏の求職者と本県の中小企業等のマッチングを図るためのサイト「静岡県移住・就業支援金求人サイト」や、その他の道府県における同様のサイトをいいます。
静岡県移住・就業支援金求人サイト
https://shizuoka-job.jp/

※２　「経営を担う職務」とは、以下をいいます。
○会社（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社）
　取締役、会計参与、監査役
○社会福祉法人
　理事、監事、評議員、会計監査人
○医療法人、NPO 法人
　理事、監事

※３　「応募をした」とは採用面接の申込みを行ったことをいいます

（３）　**就業に関する要件（専門人材の場合）**

プロフェッショナル人材事業※1 又は先導的人材マッチング事業※2 を利用して※3 令和３（2021）年３月１日以降に就業し、次のア～オの全てに該当する必要があります。

ア　勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

イ　週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、当該中小企業等に在職していること

ウ　当該就業先において、移住支援金の申請日から５年以上、継続して勤務する意思を有していること。

エ　転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

オ　目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

※１「プロフェッショナル人材事業」とは、各道府県に設置するプロフェッショナル人材戦略拠点が、地域企業と対話を重ね、「攻めの経営」への転進を促すとともに、人材のニーズを具体化し、職業紹介事業者等を介して、プロフェッショナル人材をマッチング

する事業です。

※２　「先導的人材マッチング事業」とは、内閣府地方創生推進室が実施する事業で、地域金融機関等が地域企業の人材ニーズを調査・分析し、職業紹介事業者等と連携するなどしてハイレベルな経営人材等のマッチングを行う取組に対して支援を行うものです。

※３　プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業の利用の有無については、就業先の企業へお問い合わせください。

（４）　起業に関する要件

静岡県が実施する地域創生起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を１年以内に受けていること

（起業支援金の詳細については、起業支援金事務局「**（公財）静岡県産業振興財団 054－254-4511**」へお問い合わせください。）

（５）　テレワークに関する要件

申請時において、次の全てに該当する必要があります。

①　所属先企業等からの命令でなく、自己の意思により住民票を本市に異動した場合であって、本市を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

②　地域未来交付金（デジタル実装型）又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から資金提供されていないこと。

③　テレワークにより勤務している者であって、原則として恒常的に通勤を行わず、かつテレワークによる勤務時間が週 20 時間以上であるもの。

※法人経営者や個人事業主の場合は、問い合わせ先に個別に御相談ください。

（６）　関係人口に関する要件

移住後に本市の地域活動に積極的に関わる意思がある者で、申請時において、次の①及び②の要件を満たす者とする。

①　次のいずれかに該当すること。

ア　申請者の親又は配偶者が、本市に１年以上継続して居住していること。

イ　申請者又はその配偶者が、本市に１年以上居住していた経験があること。

ウ　市内の事業所で１年以上継続して勤務していた経験があること。

エ　転入をした日の前日までの５年間のうち、複数年本市へふるさと納税をしていること。

オ　市長が別に定める関係人口創出事業に、転入をした日の前日までの５年以内に２回以上参加した経験があること。

※ア及びイの配偶者については、「富士市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」において、パートナーとして宣誓した者も対象となります。また、移住後に婚姻した場合であっても、同居等の実態を証する書類等によって婚姻を前提とした移住であることが合理的に判断できる場合は、ア及びイの配偶者として対象となる場合があります。詳しくは、ご相談ください。

※アの親については、「富士市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」において、ファミリーシップの届出をした者も対象となります。

②　本市への転入後に働く者のうち、次のいずれかに該当すること。

ア　地域の担い手となる就業者（市内事業所で正規雇用された者、または、県内で農林水産業に継続的に従事し、その事業による収入を得られる者又はその見込みがある者）

イ　上記ア以外の正規雇用者

ウ　起業又は創業者

エ　事業承継者

オ　副業又は兼業者

カ　法人経営者

キ　３ヵ月以上の雇用期間のあるパート・アルバイト等の非正規雇用（ただし、中学校３年生までの子供を扶養しているひとり親世帯、又は、家族の介護・看護、本人の障害・病気療養によって正規雇用者として就業することが困難な者に限る）

ク　その他市長が認める者

３　補助金の額

補助金の額は次のとおりです。

区分	補助金の額
単身での移住の場合	60万円
単身で転入後、１年以内に婚姻関係等※1となった者が同一世帯にいる場合	上記に40万円を加算
２人以上の世帯※2での移住の場合	100万円
18歳未満の世帯員※3を帯同して移住する場合	18歳未満の者一人につき100万円を加算

※１　**婚姻関係等と**は、婚姻、事実婚、パートナーシップ宣誓制度による、パートナーとしての宣誓があります。

※２　２人以上の世帯については、次のア～エの全てに該当する世帯に限ります。

ア　申請者を含む２人以上の世帯員が移住する前の在住地において、同一世帯に属していたこと

イ　申請者を含む２人以上の世帯員が申請日において、同一世帯に属していること

ウ　申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、平成31年４月１日以降に移住したこと

エ　申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、申請日において本市の居住期間が移住後１年以内であること

オ　申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと

※３　18歳未満の世帯員とは、次のアまたはイに該当する者をいいます。ただし、申請者からみて18歳未満の世帯員が配偶者である場合は対象とはなりません。

ア　申請日が属する年度の４月１日時点において18歳未満であること。ただし、申請日が属する年度の４月２日が18歳の誕生日の者は対象とする。

イ　転入後に出生した者は、母子健康手帳等により移住前に妊娠していたことが確認できること。

４　申請書類

補助金の申請に当たっては、次の書類を提出してください。

区分	申請書類チェック欄
（１）全員が提出必須の書類	10ページ
（２）23区以外の東京圏に在住し、23区内の法人等へ通勤していた方のみ	10ページ
（３）23区以外の東京圏に在住し、23区内に通勤していた法人経営者又は個人事業主であった方のみ	10ページ
（４）東京圏から23区内の大学に通学し、23区内の企業等へ就職した方のみ（通学期間も移住元としての対象期間に含める場合のみ）	11ページ
（５）就業の場合のみ	11ページ
（６）起業の場合のみ	11ページ
（７）テレワークの場合のみ	12ページ
（８）関係人口に該当する場合のみ	12ページ
（９）単身移住で世帯加算の場合のみ	13ページ

＜申請書類の入手方法＞

富士市ホームページよりダウンロードが可能です。

○富士市ホームページ内での掲載場所	
トップページ ＞ くらし・手続 ＞ 移住・定住 ＞ 移住就業支援補助金（東京圏からの移住への補助制度）	
○インターネット検索　キーワード	○QRコード
「富士市　移住就業支援補助金」で検索	

（１）全員が提出必須の書類

□　富士市移住就業支援補助金交付申請書（第１号様式）

□　写真付き身分証明書のコピー

例：運転免許証、個人番号カード、パスポート等のコピー

□　移住元での居住地及び居住期間を確認できる書類

例：住民票の除票、戸籍の附票、移住前及び後の住民票の写し

※世帯向けの金額を申請する場合は申請者を含む世帯員全員分

※転入後に出生した新生児がいる場合は、母子健康手帳等の移住前に妊娠していたことが確認できる書類

□　直近１か年分の市町村税及び特別区税を滞納していないことを証する書類　　例：完納証明書、納税証明書（直近２年度分）

※課税額だけでなく納税額が記載されている証明書が必要です（自治体によって名称が異なる場合があります）。

※「直近２年度分」とは、転入した日の属する年度と、その前年度となります。ただし、新年度の課税が発生していない場合は、前年度分と前々年度分となります。当該年度の１月１日時点で住民登録のある自治体に申請してください。

（２）23区以外の東京圏に在住し、23区内の法人等へ通勤していた方のみ

□　移住元での在勤地、在勤期間を確認できる書類

例：就業証明書、退職証明書、離職票等

※退職した法人等で発行していただいてください。

□　雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類

例：雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（被保険者通知用）や雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書の写し等

（３）23区以外の東京圏に在住し、23区内に通勤していた法人経営者又は個人事業主であった方のみ

□　移住元での在勤地、在勤期間を確認できる書類

例：事業に係る納税証明書、個人事業の開業・廃業等届出書、事業に伴う契約書、在勤地の不動産に係る賃貸借契約書等又は法人登記簿（履歴事項全部証明書）の写し

（４）23区以外の東京圏に在住し、23区内の大学に通学し、23区内の企業等へ就職した方のみ

(注)通学期間を移住元としての対象期間に含める場合のみ

□　在学期間や卒業校を確認できる書類

例：卒業証明書、成績証明書等

□　移住元での在勤地、在勤期間、及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類

例：就業証明書、退職証明書、離職票、雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書等

※退職した法人等で発行していただいてください。

（５）就業の場合のみ

要綱の様式	要領の様式
□　就業証明書（第２号様式） ※就業先で記載していただいてください。	□　確認書（第１号様式） ※就業先で記載していただいてください。 □　申告書（第２号様式）

（６）起業の場合のみ

□　起業支援金の交付決定通知書の写し

（７）テレワークの場合のみ

①　被雇用者の場合

要綱の様式	要領の様式
□　就業証明書（第２号様式） ※就業先で記載していただいてください。	□　申告書（第２号様式）

②　個人事業主や法人経営者などの場合

要綱の様式	要領の様式
□　（法人経営者の方のみ）履歴事項全部証明書の写し※発行後３か月以内 □　（個人事業主の方のみ）個人事業の開業・廃業等届出書の写し □　（個人事業主の方のみ）申請前３か月間において当該テレワーク業務の実態（収入）が確認できる書類 ※全部又は一部の期間を確定申告書の写しで代替え可 □　事業に係る納税証明書 □　移住元で行っていた業務を移住後も継続していることを確認できる書類 例：業務の取引に係る契約書、注文書（発注書）、注文請書（受注書）、スケジュール表等 ※移住前から申請時点まで同様の業務を継続していることが契約期間等により確認できるもの	□　申告書（第２号様式）

（８）関係人口に該当する方のみ

要領の様式
□　申告書（第２号様式）

①　申請者の親又は配偶者が、本市に１年以上継続して居住している場合

□　本市の住民票の写し等

② 申請者又はその配偶者が、本市に１年以上居住していた経験がある場合

□ 本市において消除された住民票の写し等

③ 市内の事業所で１年以上継続して勤務した経験がある場合

□ 市内の事業所で１年以上継続して勤務していたこと（勤務地及び勤務していた期間）を確認できる書類

例：就業証明書、退職証明書、離職票等

※退職した法人等で発行していただいてください。

④ 転入をした日の前日までの５年以内に２回以上本市へふるさと納税をしている場合

□ 寄附金受領書等

※再発行は、シフトプラス㈱富士吉田営業所内（050-3114-0332）。

⑤ 市長が別に定める関係人口創出事業に、転入をした日の前日までの５年以内に２回以上参加した経験がある場合

□ 事業の開催通知等

⑥ 本市への転入後に働いていることが確認できる書類

□ 就業先が作成する就業証明書、雇用保険被保険者資格取得届出認照会回答書、個人事業の開業・廃業等届出書の写し、農林水産業に従事していることが証明できる書類(例:認定農業者認定書の写し、認定新規就農者認定書の写し、認定事業体又は育成経営体として認定を受けていることが確認できる書類、富士市森林組合の協力事業体であることが証明できる書類等)

※家族の介護・看護、本人の障害・病気療養によって正規雇用者として就業することが困難な方は、家族又は本人の状態等が分かる書類等の提出を求める場合があります。

（９）単身で移住後、世帯を持った場合の加算を受ける人のみ

① 婚姻している場合

□ 婚姻した日のわかる戸籍謄本

② 事実婚の場合

□ 同一世帯に属していることおよび続柄がわかる住民票

③ パートナーシップ宣誓を行った場合

□ パートナーシップ宣誓書

〈アンケート〉

交付の条件に基づき、アンケートへのご協力をお願いいたします。

（　https://logoform.jp/f/iepue　）

＜補助金申請から交付までの流れ＞

申請者	富士市 シティプロモーション課 移住定住推進室
補助金申請 書類に必要事項を記載し、全ての書類を揃えて、郵送又は持参で提出します。 →	**受付、確認**
注）提出していただいた書類で要件の確認ができない場合は、追加で書類提出をお願いすることがあります。必要書類について不明な場合は事前にお問い合わせください。	**交付決定・補助金の交付** 全ての書類が不備なく提出され、申請者が要件を満たしていれば、補助金を交付することを決定し、支給します。
補助金の受領 ←	

※なお、支援金の申請は同一世帯で１回限りとなります。

　ただし、支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、５年以上経過し、18歳以上となり、富士市が認める場合を除く。

５　交付の条件

次の（１）と（２）は、交付を決定する際の条件となります。

（１）　申請日から５年以内に、富士市での居住が困難となった場合、又は申請日から１年以内に就業した中小企業等に在職することが困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと

（２）　補助金に関する報告及び立入調査について、静岡県及び富士市から求められた場合には、それに応じなければならないこと

次の注意点をご確認ください。

※　富士市多世代同居･近居支援奨励金などの住まいや住み替えに関係する他の補助制度と併用ができる場合がありますので､別途お問い合わせください。

※　なお、富士市先導的テレワーク移住者支援補助金、富士市子育て世帯Ｕターン支援補助金、富士市子育て・若者世帯Ｆ－ＵＪＩターン奨励金、富士市県外就業若者Uターン支援奨励金との併用はできないため、ご注意ください。

６　補助金の返還

次の区分のいずれかに該当する場合は、補助金の全額又は半額を返還していただきます（ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合は対象外）。

（１）　全額の返還

ア　虚偽の申請等をした場合

イ　補助金の申請日から３年未満に富士市から転出した場合

ウ　補助金の申請日から１年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合

エ　起業支援金の交付決定を取り消された場合

（２）　半額の返還

補助金の申請日から３年以上居住し、５年以内に富士市から転出した場合

７　申請の期限

補助金の申請は、交付を受けようとする年度の**１月末まで**に行ってください。１月末日が週休日の場合はその前日の17時までにお願いします。

※ただし、予算の状況によっては期限を変更する可能性がありますので、申請要件を満たした場合は、なるべく早めに申請してください。

＜申請期間＞

〇パターン１

令和８（2026）年４月１日に移住し、同年６月３日に対象企業に就業した場合

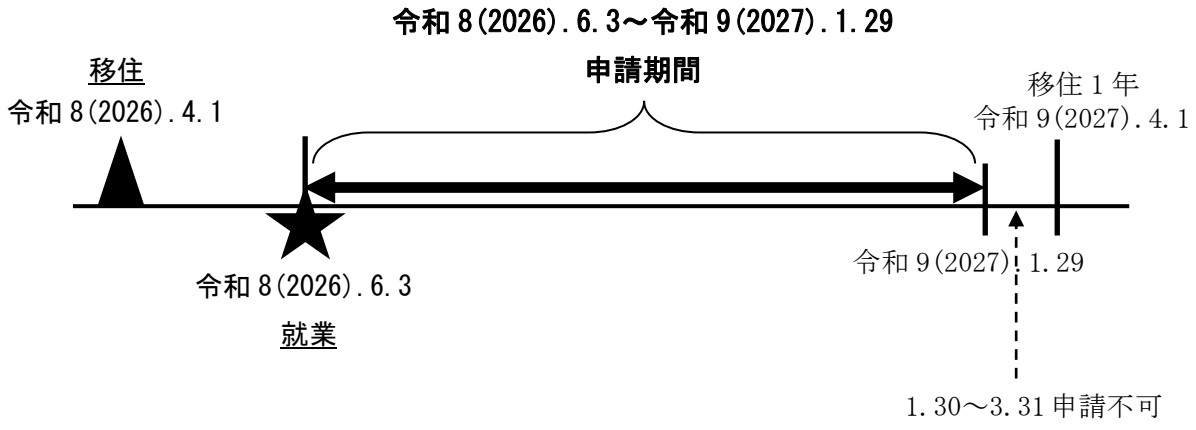

〇パターン２

令和 8(2025)年２月５日に移住し、同年３月４日に対象企業に就業した場合

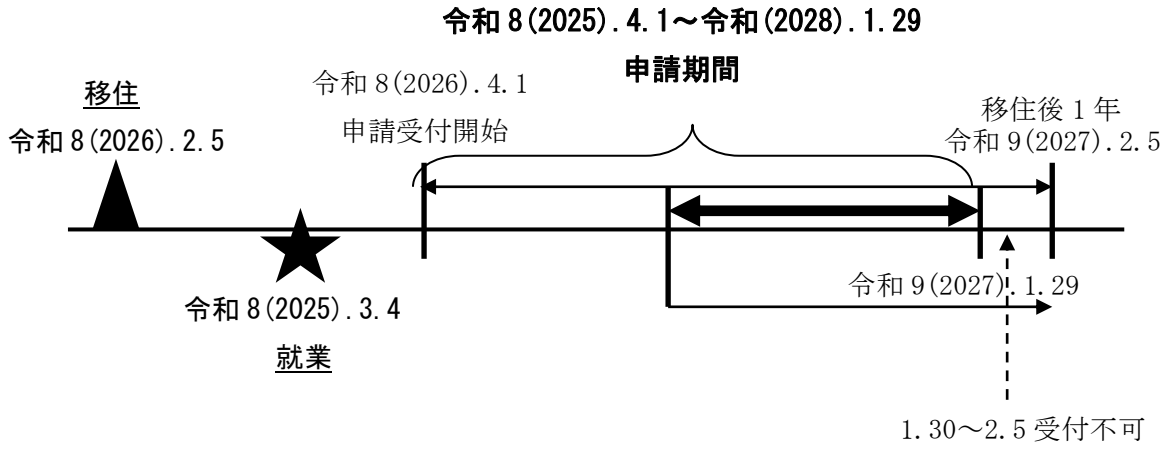

8　様式の書き方

(1)　交付申請書の書き方

第１号様式（第５条関係）

富士市移住就業支援補助金交付申請書

年　　月　　日

（宛先）富士市長

住　　所

申請者　氏　　名

電話番号

富士市移住就業支援補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

交付申請額	円	
国籍		
転入日	年　月　日	
転入前の住所地	富士市に転入する直前に住んでいた住所を記入してください。	
転入前の通勤先	23 区外に居住し、23 区内に通勤していた場合のみ記入してください。	
転入前の通学先	大学等に通学していた期間を算入する場合のみ記入してください。	
第３条第６号に規定する要件	□　ア	（就業先） （就業日）　　年　月　日 □　申請日から５年以上従業員として勤務する意思がある。
	□　イ	（起業支援金交付決定日）　　年　月　日
	□　ウ	
	□　エ	
世帯員の有無	転入時の世帯員	□　有　うち１８歳未満の者の人数（　　人）□　無
	第４条第１項第２号の配偶者となった者	□　有　□　無
居住する意思	□　申請日から５年以上本市に居住する意思がある。	

（注）　該当する項目の□に✓を付してください。

□私は、富士市移住就業支援補助金の交付に当たり、市長が住民基本台帳の調査を行うことについて同意します。

氏名

（氏名を自書しない場合は、記名押印すること。）

(2)　就業証明書の書き方

第２号様式（第５条関係）

就業証明書

年　　月　　日

（宛先）富士市長

証明者　所　在　地
名
代表者職氏名

※就業先で記載してもらってください。

（氏名を自書しない場合は、記名押印すること。）

年　　月　　日時点において　　を次のとおり証明します。

原則として、富士市に転入の日以降の日付で作成してください。

被雇用者	住　　所	
	氏　　名	

就業状況	勤務先所在地	
	勤務先電話番号	
	就業年月日	年　　月　　日
	応募受付年月日 ※第２条第４号アに該当する場合のみ	マッチングサイトに移住・就業支援金の対象として掲載された求人への応募受付日を記入してください。
	雇用形態	正社員　等
	勤務形態	テレワークで勤務している場合は、テレワークの実施頻度を記入してください。例：週３日程度テレワークにより勤務

(3) 確認書の書き方

第１号様式（第９条関係）

確認書

年　　月　　日

（宛先）富士市長

所　在　地

証明者　名　　称

代表者職氏名

年　　月　　日時点において、次の者との雇用関係等について次の記載事項に相違ありません。

原則として、富士市に転入の日以降の日付で作成してください。

被雇用者	住　　所	
	氏　　名	

□　第４条１号に該当する場合	・転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用である。 ・取締役等の経営を担う者の中に、次の被雇用者の３親等以内の親族がいない。
□　第４条２号に該当する場合	・転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用である。 ・目的達成後に離職することが前提ではない。 利用した事業名 □プロフェッショナル人材事業 □先導的人材マッチング事業

（注）　該当する項目の□に✓を付してください。

９　手引きの改定履歴

改定時期	ページ	追加・修正内容
第２版 令和元(2019)年10月	5～7	申請書類の修正
第３版 令和２(2020)年３月	2～3	制度改正に伴う対象者要件の修正
第４版 令和３(2021)年６月	3～7、 9～12、 14～16	制度改正に伴う対象者要件の修正、様式の書き方の追加
第５版 令和３(2021)年８月	1～4、 9～13	対象者要件の注記等の追加、申請書類の例や解説の追加、その他の校正
第６版 令和３(2021)年９月	7、 10～12	対象者要件の注記等の追加、申請書類の例や解説の追加
第７版 令和３(2021)年12月	7	対象者要件の注記の追加
第８版 令和４(2022)年４月	7～8 10、12、15	制度改正に伴う補助金の額の修正、対象要件の注記等の修正、申請書類の例の追加
第９版 令和４(2022)年５月	11～12	テレワークに関する要件に該当する法人経営者又は個人事業主の方の申請書類の修正等
第10版 令和５(2023)年４月	1、6～8、 10、12、15	テレワーク・関係人口に関する移住要件の修正、制度改正に伴う補助金の額の修正等
第11版 令和５(2023)年８月	4～6、9	「転入後及び就業後の3カ月の期間」の要件廃止に伴う修正
第12版 令和６(2024)年４月	1～2、6	通学の要件（上限）を追加 テレワークに関する要件の修正
第13版 令和７(2025)年４月	3、6～7、 8～9、12～ 13	東京圏の条件不利地域の追加 テレワーク・関係人口に関する移住要件の修正 単身移住の世帯加算に関する事項の追加
第14版 令和７(2025)年６月	4～5	就業に関する要件（マッチングサイト）の説明等の追加
第15版 令和８(2026)年４月	6、12、14	テレワークに関する要件の修正 テレワークに関する要件に該当する個人事業主の方の申請書類の修正等 対象者要件の注記等の追加

10　問い合わせ先（申請書の提出先）、提出方法

（１）問い合わせ先（申請書の提出先）

富士市役所 シティプロモーション課 移住定住推進室

〒417－8601　静岡県富士市永田町１丁目１００番地　富士市役所８階

電話番号　0545-55-2930　　Ｆ　Ａ　Ｘ　0545-51-1456

Ｍａｉｌ　kurasu@div.city.fuji.shizuoka.jp

（２）提出方法

申請先へ直接提出又は郵送

※ FAXやE-Mailでの提出は不可

※ 郵送の場合は事前に申請先へ相談の上、提出書類に不備がなかった場合のみ受付します。